

資料 1

・朝来市子ども・子育て会議委員名簿	P1
・朝来市子ども・子育て会議条例	P2～4
・諮問書	P5
・朝来市子ども・子育て会議運営基準（案）	P6～13

朝来市子ども・子育て会議委員

(任期：令和7年10月28日～令和9年10月27日)

(50音順)

No.	氏 名	備 考
1	伊 藤 明 子	主任児童委員
2	岡 田 絵 美	NPO法人ぷろじえくとPlus、一般社団法人INCREW
3	笠 垣 和 幸	朝来市健康福祉部長
4	上 村 梨 湖	朝来市地域おこし協力隊
5	川 見 晶 子	山東子育て学習センターインストラクター
6	小 西 浩 司	和田山中中学校長
7	小 林 あゆみ	糸井こども園保護者会会長
8	小 林 俊 光	めばえのいわ保育園園長
9	砂 田 沙 紀	特定非営利活動法人海運堂理事長
10	田 村 太	たじま里親支援センターまんまるセンター長
11	中 島 英 樹	和田山高校地域コーディネーター
12	西 垣 佳 生	朝来市社会福祉協議会事務局長
13	能 見 洋 成	公募委員
14	米 田 剛 久	中川小学校PTA会長

■事務局

No.	職 名	氏 名
1	こどもみらい部長	細 井 香
2	こどもみらい部子育て支援課長	小 山 幸 世
3	こどもみらい部子育て支援課副課長	馬 袋 真 紀
4	こどもみらい部子育て支援課課長補佐	衣 川 三香子
5	こどもみらい部子育て支援課課長補佐	坂 本 美 里
6	こどもみらい部子育て支援課主任	清 水 雄 大
7	こどもみらい部こども園課長	荒 川 吉 郎
8	こどもみらい部こども園課副課長	上 垣 麻衣子

○朝来市子ども・子育て会議条例

平成25年 9 月30日

条例第39号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項及びこども基本法（令和4年法律第77号）第13条第3項の規定に基づき、朝来市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) こども計画（こども基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画をいう。）の策定又は変更に関すること。
- (3) こども施策（こども基本法第2条第2項に規定するこども施策をいう。）に係る重要な事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うこと。
- (4) 前3号に規定するもののほか、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 地域において子ども・子育て支援を行う者
- (3) 子どもの教育、保育に関する事業に従事する者
- (4) 学識経験者
- (5) 保健、福祉又は医療関係者
- (6) 行政機関又は公共的団体を代表する者
- (7) 公募による市民
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面による審議)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、会長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は困難と認めるときは、委員に書面を送付し、審議することをもって会議に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「出席」とあるのは「署名」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により書面による審議を行ったときは、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、こどもみらい部子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年朝来市条例第63号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（最初の会議の招集）

- 3 この条例の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（令和2年条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年条例第1号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年条例第13号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

諮問第 10 号

朝来市子ども・子育て会議会長 様

朝来市こども計画の策定について（諮問）

こども施策を総合的・一体的、かつ切れ目なく推進するため、朝来市こども計画の策定について、朝来市子ども・子育て会議条例第 2 条に基づき諮問します。

令和 7 年 11 月 7 日

朝来市長 藤 岡 勇

諮問趣旨

こども・若者や子育て世帯を取り巻く環境は、共働き世帯の増加やライフスタイル・価値観の多様化等に伴う少子化の進行、地域社会におけるつながりの希薄化や核家族化を背景とした子育て世帯の孤独・孤立、経済的格差の拡大や貧困、さらには児童虐待・いじめ、自殺といった生命・安全の危機等、課題は山積みし、複雑化しています。

つきましては、国こども大綱及び兵庫県こども計画を勘案しつつ、第 3 期朝来市子ども・子育て支援事業計画にこども・若者の権利の尊重や若者支援といった新たな要素を追加し、こども・若者及び子育て世帯に関する施策を総合的・一体的、かつ切れ目なく推進するため、こども基本法第 10 条に基づく朝来市こども計画の策定について、調査・審議いただくものです。

朝来市子ども・子育て会議運営基準（案）

朝来市子ども・子育て会議の運営にあたり、次のとおり運営基準を設けます。

1 会議及び会議録の公開

- (1) 朝来市子ども・子育て会議の会議及び会議録は、朝来市自治基本条例第 12 条第 2 項、朝来市附属機関等の設置及び運営に関する指針第 9 条及び第 11 条の規定に基づき、原則として公開とします。
- (2) 会議録については、市民から文書による公開請求があった場合のみ、発言者の氏名を伏せて公開することを原則とします。
- (3) 会議の日程等は、朝来市ホームページ等により事前に市民に周知します。

2 会議の傍聴

- (1) 傍聴を認めることにより、会議を公開します。なお、会議の開催に際しては、可能な限り、傍聴席の確保に努めることとしますが、会議室の都合により傍聴者数を制限することがあります。なお、規定する定員を超えるときは、抽選により会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）を決定します。
- (2) 傍聴人は、自己の住所、氏名を傍聴人受付簿に記入し、会長の許可を受けるものとします。
- (3) 傍聴人は、会長の指示に従うこととし、会議の進行を妨げる行為を行うと判断される者がある場合は、会長が当該行為を行う者を退場させることができます。

3 会議録等の作成

- (1) 機械器具を用いた会議の記録は、事務局（こどもみらい部子育て支援課）のみこれを許可するものとします。
- (2) 会議録は、朝来市会議録作成要領（平成 18 年訓令第 28 号）に基づき、事務局において調製します。

4 市議会への情報提供

朝来市子ども・子育て会議の進捗状況は、必要に応じて事務局から市議会へ会議録、その他資料を含め情報提供ができるものとします。

5 その他

- (1) 会長は会議の公開・非公開を含め、会議の進行方法等について協議を行う必要があると判断する場合は、出席の委員に意見を求め、会議の進行方法等を決定することができるものとします。
- (2) 前項の規定により、会議を非公開とすることが決定されたときは、傍聴人等をすみやかに退場させるものとします。

＜参考 1＞

○朝来市附属機関等の設置及び運営に関する指針

平成 30 年 7 月 5 日

訓令第 53 号

改正 令和 2 年 10 月 29 日訓令第 34 号

改正 令和 5 年 2 月 22 日訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、市長その他の執行機関が設置する附属機関及び懇談会等(以下「附属機関等」という。)について、市民の参画及び協働による市政運営を推進するとともに、その透明性及び公正性の確保並びに運営の合理化を図るために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 附属機関 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、調停、審査、審議、諮問又は調査等を行うため、法律又は条例(以下「法令等」という。)により設置する機関をいう。
- (2) 懇談会等 行政運営上必要な意見等を市民、学識経験者等から求めるため、法令等の規定に基づかず、要綱等により設置する会議又は会合等附属機関に準ずる機関であって組織としての意思決定を伴わないものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 市の職員(関係行政機関等の職員を含む。)のみで構成するもの
 - イ 関係機関等との連絡調整を図ることを主たる目的とするもの

(附属機関の設置)

第 3 条 附属機関の設置に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 調停、審査、審議、諮問又は調査を目的とする機関の設置であって、行政の簡素化及び効率化並びに行政責任の明確化の見地から必要性があるものに限ること。
 - (2) 既存の附属機関と設置目的又は所掌事務が類似しないこと。
 - (3) 専門的又は技術的な判断を広く求めるためには、パブリックコメントその他の行政手段を実施するだけでは不十分であること。
 - (4) 担当事項が臨時的であるときは、設置の期間を明示すること。
- 2 課等の長は、附属機関を設置しようとするときは、事前に総務課長と協議しなければならない。

(附属機関の委員の選任)

第 4 条 附属機関の委員の選任に当たっては、法令等に定めがある場合を除き、透明性及び公正性を確保するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 幅広い分野、年齢層からの選任に努めること。
- (2) 女性委員の登用は、朝来市男女共同参画プランに定める数値目標の達成に努めること。
- (3) 原則として委員の全部又は一部を公募により選任すること。
- (4) 委員の定数は、原則として 20 人以内とすること。
- (5) 一つの附属機関における委員の在任期間は、原則として 10 年以内とすること。
- (6) 同時に委員を兼ねることができる附属機関の数は、4 以内とすること。

- 2 前項第3号に規定する公募委員を選任しようとするときは、選任の30日前までに、附属機関の名称、設置目的、所掌事務等必要事項を公表するものとする。
- 3 前項の規定により公募委員に応募した者が次の各号のいずれかに該当するときは、公募委員として選任しないことができる。
 - (1) 現に市の附属機関において公募委員である者
 - (2) 第1項第5号又は第6号に該当することとなる者
 - (3) 前2号に定めるもののほか、選任しないことについて合理的な理由があるとき。
- 4 課等の長は、附属機関を新たに設置したとき、又は附属機関の委員を変更したときは、当該附属機関の委員の名簿を総務課長に提出するものとする。

(附属機関の見直し)

第5条 附属機関の庶務を所管する課等の長(以下「所管課長」という。)は、法令により設置が義務付けられている場合を除き、定期的にその内容について見直しを行い、当該附属機関が次のいずれかに該当する場合は、廃止又は統合等必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 設置の目的が達成され、又は達成が困難であると認められるとき。
- (2) 社会経済情勢等の変化により設置の必要性が低下していると認められるとき。
- (3) 他の行政手段により代替することが可能であるとき。
- (4) 長期間開催されておらず、又は活動が著しく低調であると認められるとき。
- (5) 他の附属機関と設置目的又は担当する事項が類似又は重複しているとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、見直しを行うことが適当と認められるとき。

(懇談会等の設置及び運営等)

第6条 懇談会等の設置に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 懇談会等の名称は、調停、審査、審議、諮問又は調査の用語を用いないこと。
- (2) 要綱等には、設置目的、意見を求める事項、委員の数、期間等を明示すること。
- (3) 運営に際しては、合議体としての意思決定となる手続(定足数及び採決等)を用いないこと。
- (4) 懇談会等の委員から徴した意見等の結果には、報告、建議、答申等の用語を用いないこと。
- (5) 委員については、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第2号に規定する特別職地方公務員と区分するため、委嘱状の交付を行わず、文書により依頼すること。

(会議の運営)

第7条 附属機関等の会議は、原則的に公開するものとし、その決定は、附属機関にあっては附属機関の長が当該附属機関に諮って行い、懇談会等にあっては市長が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる会議は、公開しない。

- (1) 朝来市情報公開条例(平成17年朝来市条例第9号。以下「条例」という。)第7条各号に掲げる情報を含む事項について審議等を行う会議
- (2) 審査請求又は苦情等に関する会議で、当該申立人が公開を希望しない会議
- (3) 審議等が妨害され、又は圧力等により率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると附属機関等の長が認める会議

3 附属機関等の運営に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 会議の開催は、必要最小限にとどめ、効果的かつ効率的に行うこと。
- (2) 会議資料は、原則として会議の開催日前に配布すること。

- (3) 会議は、原則として会議室等に集合して行うこと。ただし、附属機関の長が特に必要があると認めるときは、委員に書面を送付し審議する方法又は朝来市附属機関等のオンライン会議実施運営要領(令和2年朝来市訓令第33号)に定めるところにより行うことができる。

(会議の傍聴)

第8条 会議(前条第2項の規定により非公開とする会議を除く。)の公開は、附属機関にあつては附属機関の長が、懇談会等にあつては市長が指定する場所において、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることによつて行う。

2 次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は会議の秩序維持を困難にさせると認められる者

3 会議を傍聴する者(以下「傍聴人」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議における言論に対し、批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 示威的行為をしないこと。
- (3) 私語、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに離席し、又は不体裁な行為をしないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音をしないこと。ただし、特に附属機関等の長の許可を得たときは、この限りでない。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議を妨害するような行為をしないこと。

4 附属機関等の長は、傍聴者に対し、会議次第及び会議資料(条例第7条各号に該当するものを除く。)を配布するものとする。ただし、その枚数が大量であるものその他相当の理由があると認められるものについては、この限りでない。

5 傍聴人の定員は、当該附属機関等が定める。

6 前項の規定にかかわらず、報道機関による傍聴については、別に記者席を設けることができる。

(開催の事前公表)

第9条 附属機関等の会議を開くときは、その概要を別記様式に記載し、公開するものにあつては当該会議の開催日の7日前までに所管課において公表しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 前項の様式は、会議の開催日までに総務課長に提出するものとする。

(会議録の作成等)

第10条 所管課長は、会議の終了後、速やかに会議録を作成するものとする。

2 前項の会議録のうち公開する会議に係るものは、当該会議録の写しを閲覧に供することができる。

(実施状況の公表)

第11条 市長は、附属機関等の会議の公開の実施状況を取りまとめ、毎年度、これを公表するものとする。

(委任)

第12条 この訓令の運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 30 年 7 月 5 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 4 条及び第 6 条の規定は、それぞれこの訓令の施行の日以後に選任される附属機関の委員及び設置される懇談会等について適用する。

附 則(令和 2 年訓令第 34 号)抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和 2 年 10 月 29 日から施行する。

(朝来市附属機関等の会議の公開に関する規程の廃止)

- 2 朝来市附属機関等の会議の公開に関する規程(平成 28 年朝来市訓令第 4 号)は、廃止する。

(朝来市会議録作成要領の一部改正)

- 4 朝来市会議録作成要領(平成 18 年朝来市訓令第 28 号。以下「指針」という。)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(令和 5 年訓令第 1 号)

この訓令は、令和 5 年 2 月 22 日から施行する。

別記様式(第 9 条関係)

別記様式（第9条関係）

附属機関等の会議の公開

会議の名称	
開催日時及び会場	年 月 日（ ）：
議題	
定員	
公開等の区分	☐公開 ☐非公開 ☐部分公開 〔非公開又は部分公開の理由〕
傍聴の手続	
所管課	

＜参考２＞

○朝来市会議録作成要領

平成18年 8 月31日

訓令第28号

改正 令和 2 年 9 月 4 日訓令第30号

（目的）

第 1 条 この訓令は、朝来市における会議録の作成を要する会議において、当該会議録作成の標準的な作成要領を定めるものとする。

（会議録作成の対象とする会議）

第 2 条 会議録の対象とする会議は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法律又は市の条例により設置した附属機関の会議
- (2) 附属機関に準ずる機関における次の各号のいずれかの内容を目的とした会議。ただし、その内容が、連絡調整等軽易であるもの及び当該機関が主催しないものを除く。
 - ア 市の施策等の決定に関する協議・提言・研究等に係るもの
 - イ 市が遂行する業務に関する利害の調整等に係るもの

（会議録の記載事項等）

第 3 条 会議録は、原則として次に掲げる事項を記載し、会議終了後速やかに調製するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議長（委員長又は会長）の氏名
- (5) 出席委員の氏名
- (6) 欠席委員の氏名
- (7) 事務局職員の職氏名
- (8) 会議の議題
- (9) 会議の経過及び結果
- (10) 会議資料
- (11) 議長（委員長又は会長）及びあらかじめ定めた者の署名及び署名年月日
- (12) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

（会議録の記載方法）

第 4 条 会議録の記載は、特に詳細な記録が必要な場合を除き、要点筆記とする。

2 会議の経過及び結果は、発言内容、決定事項及び確認事項等を簡潔かつ的確な表現で記載するものとする。

3 発言者の表記は、「議長（委員長又は会長）」、「〇〇委員」、「事務局」等とする。

（書面による決議に係る会議録）

第 5 条 書面による決議に係る会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 書面による決議が行われた日
- (2) 書面による決議の結果
- (3) 会議録の作成に係る職務を行った者の職氏名

（適用除外）

第6条 この訓令に基づき会議録の作成を要する会議で、当該会議の会議録の作成が法令又は条例等に定めがある場合においては、この訓令は、適用しない。

附 則

この訓令は、平成18年8月31日から施行する。

附 則（令和2年訓令第30号）

この訓令は、令和2年9月4日から施行する。